

平成 2 4 年 6 月 1 2 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 2 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第2回廿日市市議会議案目次

報告第3号	平成23年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越 計算書	…………… 1
報告第4号	平成23年度廿日市市公共下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書	…………… 7
報告第5号	平成23年度廿日市市廿日市駅北土地区画整理 事業特別会計繰越明許費繰越計算書	……… 1 1
報告第6号	平成23年度廿日市市水道事業会計予算繰越計 算書	……… 1 5
報告第7号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 1 9
報告第8号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 2 7
報告第9号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 3 3
報告第10号	専決処分事項の報告について	…………… 3 7
議案第57号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	…………… 3 9
議案第58号	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部 を改正する条例	……… 4 3
議案第59号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に關す る条例の一部を改正する条例	……… 4 7
議案第60号	廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する 条例	……… 5 5
議案第62号	工事請負契約の締結について	…………… 5 9
議案第63号	公有水面埋立地の用途の変更に関する諮問の回 答について	……… 6 1

報告第3号

平成23年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計算書

平成23年度廿日市市一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成24年6月12日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成23年度廿日市市一般会計

款	項	事業名	金額
②総務費	1総務管理費	行政システム推進事業 委託料	円 9,450,000
③民生費	2児童福祉費	児童手当給付事業 (旧：子どものための手当支給事業) 委託料	9,345,000
⑥商工費	1商工費	岩倉地区整備事業 委託料、工事請負費	76,116,000
⑦土木費	2道路橋りょう費	道路整備事業 工事請負費、用地購入費、補償費	21,146,000
		宮島スマートインターチェンジアクセス道路整備事業 工事請負費	56,050,000
		歩道整備事業 工事請負費、負担金	79,198,000
	4都市計画費	宮島口地区整備事業 委託料	6,700,000
		街路廿日市駅通線整備事業 負担金	9,147,000
		街路廿日市駅通線(駅前広場)整備事業 用地購入費、補償費	10,946,000
		街路深江林ヶ原線整備事業 用地購入費、補償費	17,114,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円	円	円	円
9,450,000			9,450,000
9,345,000		9,345,000	
76,116,000		72,300,000	3,816,000
21,146,000		20,545,000	601,000
56,050,000		53,400,000	2,650,000
79,198,000		70,780,000	8,418,000
6,700,000			6,700,000
9,102,000		8,600,000	502,000
10,946,000		10,606,000	340,000
17,114,000		16,650,000	464,000

款	項	事業名	金額
	6 砂 防 費	急傾斜地崩壊対策県負担金 負担金	円 1,800,000
⑧消 防 費	1 消 防 費	消防ポンプ自動車整備事業（常備） 備品購入費、事務費	30,797,000
		消防団活動運営事業 需用費、備品購入費、事務費	26,211,000
⑨教 育 費	2 小 学 校 費	小学校施設耐震化事業 委託料	35,527,000
	3 中 学 校 費	中学校施設耐震化事業 委託料	21,510,000
⑩災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災害復旧費	林道災害復旧事業 工事請負費	23,060,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 1,782,000	円	円 1,600,000	円 182,000
30,797,000		28,300,000	2,497,000
26,211,000		8,625,000	17,586,000
23,789,000		6,510,000	17,279,000
14,327,000		3,889,000	10,438,000
23,060,000		21,739,000	1,321,000

報告第 4 号

平成 2 3 年度廿日市市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰
越計算書

平成 2 3 年度廿日市市公共下水道事業特別会計の繰越明許費は、別紙の
とおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1
6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

平成23年度廿日市市公共下水道事業

款	項	事業名	金額
②事業費	1事業費	廿日市地区公共下水道整備事業 工事請負費	円 95,000,000
		大野地区公共下水道整備事業 委託料、工事請負費	111,173,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 39,143,000	円	円 38,971,000	円 172,000
94,138,000	15,440,000	78,607,000	91,000

報告第5号

平成23年度廿日市市廿日市駅北土地区画整理事業特別会計
繰越明許費繰越計算書

平成23年度廿日市市廿日市駅北土地区画整理事業特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成24年6月12日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成23年度廿日市市廿日市駅北土地区画

款	項	事業名	金額
① 土地区画整理費	1 土地区画整理費	廿日市駅北土地区画整理事業 工事請負費、補償費	円 78,000,000

整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 54,378,000	円	円 48,400,000	円 5,978,000

報告第6号

平成23年度廿日市市水道事業会計予算繰越計算書

平成23年度廿日市市水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成24年6月12日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成23年度廿日市市水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
①資本的支出	1 建設改良費	配水管拡張事業	100,635,000	58,641,450	41,000,000
		配水管整備事業	176,210,000	163,896,600	4,990,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
工事負担金	損益勘定留保資金			
円 0	円 41,000,000	円 993,550	円 0	丸石三丁目地区内(丸石 第2踏切横断)配水管拡張 工事負担金 関連工事との調整によ り、工期が翌年度にわた るため
0	4,990,000	7,323,400	0	佐方地区内(佐方本線) 配水管整備工事 関連工事との調整によ り、工期が翌年度にわた るため

報告第7号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成24年6月12日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成24年3月31日

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第54条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第11条の2の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成22年度分又は平成23年度分」を「平成25年度分又は平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第

1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「第6項」を「第5項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第21条の次に次の1条を加える。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては、第1

号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第 22 条の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第 17 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第 31 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 31 条第 1 項」と、附則第 17 条の 2 第 3 項中「第 37 条の 9 の 5 まで」とあるのは「第 37 条の 9 の 5 まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第 17 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」と、附則第 18 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第 32 条第 1 項」とあるのは「租税特別

措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出したもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第23条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の廿日市市税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第12条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則 第12条第 2項	前項 平成21年度から平成23年度までの各年度分 10分の8	附則第12条第1項 平成24年度分及び平成25年度分 10分の9
旧条例附則 第12条第 4項	0.8 平成21年度から平成23年度までの各年度分 第1項	0.9 平成24年度分及び平成25年度分 附則第12条第1項

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14 条	又は第13条の2	若しくは第13条の2又は廿日市市税条例の一部を改正する条例（平成24年条例第号。以下「平成24年改正条
------------	----------	---

		例」という。) 附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正条例による改正前の廿日市市税条例 (以下「平成 24 年改正前の条例」という。) 附則第 12 条第 2 項若しくは第 4 項
	又は第 13 条の規定	若しくは第 13 条又は平成 24 年改正条例附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 12 条第 2 項若しくは第 4 項の規定
附則第 15 条第 1 項	から第 5 項まで	から第 5 項まで又は平成 24 年改正条例附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 12 条第 2 項若しくは第 4 項

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、市民税、固定資産税及び特別土地保有税に係る改正規定が平成24年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第8号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成24年6月12日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成24年3月31日

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第3項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削る。

附則第4項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第7項とし、附則第9項を附則第8項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「第5項及び第6項」を「及び第5項」に、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、「附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を削り、「第6項及び第7項」を「第5項及び第6項」に、「から第8項まで」を「から第7項まで」に、「附則第8項」を「附則第7項」に、「附則第9項及び第10項」を「附則第8項及び前項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第3

2 項、第 3 5 項若しくは第 3 7 項」を「第 5 項、第 1 4 項、第 1 8 項から第 2 6 項まで、第 2 8 項、第 3 0 項、第 3 2 項若しくは第 3 6 項」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 1 3 項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 1 年法律第 9 号）附則第 9 条第 1 項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 1 7 号）附則第 1 0 条第 1 項」に、「平成 2 1 年度から平成 2 3 年度まで」を「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」に改め、同項を附則第 1 2 項とし、附則第 1 4 項を附則第 1 3 項とし、附則第 1 5 項を附則第 1 4 項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の廿日市市都市計画税条例（附則第 4 項において「新条例」という。）の規定は、平成 2 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の廿日市市都市計画税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第 3 項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第 5 項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 1 7 号。次項において「平成 2 4 年改正法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成 2 4 年度分及び平成 2 5 年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則	前項	附則第 2 項
第 3 項	平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの各年度分	平成 2 4 年度分及び平成 2 5 年度分

	10分の8	10分の9
旧条例附則 第5項	0.8 平成21年度から平成23年度までの各年度分	0.9 平成24年度分及び平成25年度分

4 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第10項	及び第5項	及び第5項並びに廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成24年条例第号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の廿日市市都市計画税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。） 附則第5項
	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、平成24年改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条

	第 3 号に
から第 7 項まで	から第 7 項まで及び平成 2 4 年改正条例附則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 2 4 年改正前の条例附則第 5 項

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が平成24年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第9号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成24年6月12日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成24年3月31日

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第20項を附則第21項とし、附則第15項から附則第19項までを1項ずつ繰り下げ、附則第14項の次に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るために地方税法の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が平成24年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成24年6月12日

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 245,700円

- 2 専決処分年月日 平成24年5月19日

(参考事項)

平成24年3月30日市嘱託員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 57 号

廿日市市税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 24 年 6 月 12 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条の規定は、平成26年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことに伴い、市民税及び固定資産税に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第58号

廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成24年6月12日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、第2号の所得税の額を計算するときは、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により算定するものとする。

附 則

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

(提案理由)

平成22年度の税制改正における所得税法の改正において、所得税の年少者扶養控除の廃止等が行われ、平成23年分の所得税から適用されることに伴い、当該改正がひとり親家庭等医療費の受給資格に影響を生じさせないよう、受給資格に係る所得税の額を改正前の所得税法の規定により算定することとするため、この条例案を提出するものである。

議案第59号

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する
条例案を次のように提出する。

平成24年6月12日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例（昭和63年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 宮島口上福面地区地区整備計画区域の項中「宮島口上福面地区地区整備計画区域」を「地御前対巖山線沿道地区地区整備計画区域」に改め、同表に次のように加える。

阿品台緑地南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により、告示された阿品台緑地南地区地区整備計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2 下平良二丁目地区地区整備計画区域の項計画地区の名称の欄中「一」を「準工業地区」に改め、同項に次のように加える。

商業地区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法別表第2(い)項第3号に規定する寄宿舍及び下宿 (2) 法別表第2(い)項第4号に規定する学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。) (3) 法別表第2(い)項第5号に規定する建築物 (4) 法別表第2(は)項第4号に規定する建築物 (5) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に規定する建築物 (6) 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に規定する建築物 (7) 法別表第2(る)項第6号に規定する建築物 	
------	---	--

	<p>(8) 法別表第2(を)項 第4号に規定する建築物</p> <p>(9) 建築物の1階又は2階を 住宅、共同住宅、診療所及 び保育所に供する建築物 (3階以上の部分の住宅、 共同住宅、診療所及び保育 所への出入口、階段その他 これらに類する部分を除 く。)</p>			
--	---	--	--	--

--	--	--

別表第2 宮島口上福面地区地区整備計画区域の項中「宮島口上福面地区地区整備計画区域」を「地御前対巖山線沿道地区地区整備計画区域」に改め、同項イの欄中「165平方メートル」を「165平方メートル。」に改め、同欄に次のただし書を加える。

ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物（令第130条の4第2号を除く。）については、この限りでない。

別表第2に次のように加える。

阿品台緑地南地区地区整備計画区域	-	-	165平方メートル	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離の最低限度は1メートルとする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるとき。</p> <p>(2) 物置その他これらに類する用途に供し軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積が5平方メートル以内であるとき。</p> <p>(3) 既存建築物についてこの規定に適合していない部分があるとき。</p>
------------------	---	---	-----------	--

--	--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に工事着手する建築物から適用し、同日前に工事着手した建築物については、なお従前の例による。
- 3 この条例による施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

阿品台緑地南地区地区計画の都市計画決定に伴い、当該地区計画の区域内における建築物等に関する制限を定めるとともに、下平良二丁目地区地区計画及び宮島口上福面地区地区計画の都市計画決定の変更に伴い、地区整備計画区域内の建築物の制限などに関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第60号

廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成24年6月12日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

廿日市市立学校施設使用条例（昭和50年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表大野東小学校の項中「730」を「1,460」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廿日市市立学校施設使用条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に施設の使用の許可を受ける者に係る使用料について適用し、施行日前に当該許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

大野東小学校屋内運動場の建て替えに伴い、施設規模に応じた使用料の額に改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第62号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり地御前1号幹線築造工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成24年6月12日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 工事名 地御前1号幹線築造工事
- 2 工事場所 廿日市市地御前一丁目及び地御前五丁目地内
- 3 請負金額 187,425,000円
- 4 請負者 廿日市市桜尾二丁目8番3号

占部建設工業株式会社広島支店

取締役支店長 川本定則

(提案理由)

地御前1号幹線築造工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 6 3 号

公有水面埋立地の用途の変更に関する諮問の回答について

公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 1 3 条ノ 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により、公有水面埋立地の用途の変更に関して、広島県知事から市長の意見を求められたので、次のとおり同意することについて、同法第 1 3 条ノ 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 4 項の規定により市議会の議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

平成 2 4 年 5 月 9 日付けで諮問の公有水面埋立地の用途の変更に関する廿日市市長の意見は、次のとおりである。

本件は、諮問のとおり変更することに異議はない。

(提案理由)

公有水面埋立地の用途の変更に関して、広島県知事から市長の意見を求められたので、これに同意することについて、市議会の議決を求めるものである。

